

伴直方『枕冊子考』『清少納言の事跡』の考察

——多田義俊『枕草紙抄』との関係に着目して——

渡 邊 美 希

— はじめに —

本稿では、伴直方『枕冊子考』のうち、第四節「清少納言の事跡」を考察する。『枕冊子考』は伴直方（寛政二年（一七九〇）～天保十三年（一八四二））によって文政九年（一八二六）に編まれたもので、「目錄」「攷異」「枕さうしと名つけし事」「清少納言の事跡」から構成される。一冊一九丁前後で決して大著とはいえないが、近世後期に『枕草子』のどのような点が注目されていたのか、また『枕草子』に関わるどのような言説が流通していたのかを知ることのできる貴重な資料である。

作者の伴直方は幕臣であり和学者で、江戸の生まれであるが、『枕冊子考』が成った文政九年には大阪具足奉行の任にあった。直方は『国字考』など国語学に関わる業績で知られる一方、『弁内侍日記』『更級日記』など古典作品の書写者としても知られる。また物語の目録である『物語書目備考』、江戸時代以前の絵巻物などの

情報を目録化した『図画品類』など、直方は膨大な情報を整理、集成し和学者たちの学びを助けるような本を編むことを得意としていた。

『枕冊子考』については、池田亀鑑が次のように述べている。

ことに枕冊子考は、小冊子ではあるが、章段を系統的に列挙し、考異を試み、枕草子の名義について考證をなし、清少納言の事蹟について眞面目な研究をしてゐる。貞丈の抄の影響も少くはないが、その研究的態度に於て自ら趣を異にするものがある。

池田は『枕冊子考』の概要を紹介し、特に「事跡」については「眞面目な研究をしている」と指摘している。そして、「貞丈の抄」の影響がありつつも「研究的態度」を有することにも言及してお

り、『枕冊子考』を高く評価していることがわかるだろう。ここで池田が指摘する「事跡」の「真面目」さとは何を指すものなのか。稿者はこれまで『枕冊子考』の諸本整理をはじめ、「目録」「攷異」「名つけし事」の各節の特質を紹介してきたが、いずれの節もできるだけ多くの資料を参照し、『枕草子』本文や『枕草子』という題名の由来を丁寧な考証する姿勢があることを示してきた。「事跡」はその名の通り、清少納言について言及がある様々な文献を引用し、清少納言の生涯や人となりについて考証したものである。「事跡」は合わせて二二種類の資料を引用しており、その量は「江戸の三注」^①だけではなく、他の近世後期『枕草子』注釈と比較してみても非常に多い。無論参照する資料の多さだけで「事跡」の性質を語ることはできないが、直方が幅広い資料に目を配っており、他の節と同じく丁寧な考証を行おうとしていたことが想定できる。本稿では、節の構成を示し「事跡」で用いられている資料を整理すること、池田の指摘する「真面目さ」の内実も含めて『枕冊子考』「事跡」の性質を明らかにしたい。

なお、「事跡」の考察にあたっては「貞丈の抄」との関係にも注目する必要がある。「貞丈の抄」とは多田義俊『枕草紙抄』を指す。『枕草紙抄』は多田義俊の著作であるが、伊勢貞丈の遺稿集である『安齋小説』に収められたことから貞丈の著作として永らく流布していた。「事跡」で確認できる二二の書目のうち八例が『枕草紙抄』で引かれる文献と書名、本文を完全に共有しており、池田の指摘する通り「事跡」には『枕草紙抄』の強い影響があるということができる。『枕草紙抄』については池田も偽説が混じっていること

を指摘しており、早い時期から作者が貞丈でない可能性と、注の内容の不確かさが指摘されてきた。『枕草子大事典』でも、『枕草紙抄』の記述の内容については「真偽のほどは不明」とされる一方で「なお看過したい書物である」と述べられており、現在でもどのように評価すべきか定まらない注釈書であると言えらるう。ただし、『枕草紙抄』について考えるときには、まず近世においてどのように読まれたのかという点も重要であると考ええる。『枕草紙抄』の現存伝本は管見の限りでは少なくとも一八本確認することができ、近世においては貞丈の著作として繰り返し書写された。実践女子大学附属図書館黒川文庫には直方旧蔵『枕草紙抄』があり、直方が『枕草紙抄』を参照していることがわかっている。拙稿で「名つけし事」が『枕草紙抄』の影響を強く受けていることを指摘したが、本稿では「事跡」についても『枕草紙抄』との関係を示し、直方が『枕草紙抄』をどのようなものと捉え、いかに「事跡」に取り込んでいったのかを明らかにしたい。『枕冊子考』における『枕草紙抄』撰取の実態が明らかになることは、『枕草紙抄』が近世においていかに受容されたのかの一例を示すことになり、『枕草紙抄』をどのように評価すべきかを考える上でも有意義であると言えよう。

以上の二点に注目して本稿では考察を進めるが、その前提としてまず近世における清少納言言説にはどのようなものがあつたのかを「江戸の三注」の清少納言考証を中心に整理する。その上で、『枕草紙抄』との関係も含めて『枕冊子考』「事跡」の特質を明らかにする。さらに、これまでの「目録」「校異」「攷異」「名つけし事」の考察とも合わせて『枕冊子考』の性質を明らかにし、近世後期『枕

草子』注釈史上に『枕冊子考』を位置づけることを目的とする。^⑩

二 近世における清少納言言説について

本節では「江戸の三註」をはじめ、近世において清少納言がどのような資料をもとに、いかに考証されていたのかを整理していく。清少納言の人となりを取も詳細に知ることができるのは無論『枕草子』であるが、『枕草子』成立の同時期、あるいは直後から、中宮定子に仕えた女房として、『百人一首』にも入集する女房歌人として、そして何より『枕草子』の作者としてさまざまな作品で清少納言は描かれてきた。紫式部が痛烈に清少納言を批判する『紫式部日記』をはじめとして、私家集などの中に名前が確認できる他、清少納言の頭の回転の速さを賞賛した話を取める説話集や、清少納言が晩年をどのように過ごしたのかを語る伝説など、内容はさまざまである。これらの資料は情報としての信頼度にも差があるが、それぞれの時代で清少納言がどのように語られていたのかをうかがい知ることのできるものであると言える。

ただし、資料を整理するにあたり確認しておきたいのは、現代参照される清少納言言説すべてが近世において容易に参照できたわけではないということである。一例を挙げると、『古本説話集』は鎌倉期の写本が一本のみ現存する孤本であり、近世に読まれた形跡はほぼ無いといつて良い。『古本説話集』に限らず、その他の資料についても、刊行されたか、またどのような注釈書に引用されたかなどによって、参照される頻度も異なってくる。したがって伝記研究も近代以降のものとは様相を異にするものと思われる。

以下、「江戸の三註」とそれ以降の注釈について、項を分けて検討していく。

(一) 「江戸の三註」における清少納言の考証

本項では「江戸の三註」の記述を確認していく。『磐斎抄』における、清少納言についての記述を引用する。書名は四角囲みで示した。

第二に、先達の褒美と云は、是亦二あり。清少納言が才智をほむると、此草紙をほむるとの、二なり。その才智のやんごとなきを、先達の褒美し給ひしこと、つくしがたしといへども、少々しるして、初學にしらしめん。^{〔続世繼〕}二云、「かの皇后宮の女房、肥後守元輔と申すがむすめ清少納言とて、ことになさけある人に侍りしが、はつ年にまかりかよひなどして、彼宮の事もうけ給りなれ侍き。云々」為永^{〔訓抄〕}云、「一條院、雪いとおもしろくふりたりける朝、はしちかく出させ給ひご覧じけるに、香炉峰のありさまいかならんと、仰せられければ、清少納言、御前に候ひけるが、申ことはなくて、御簾をまきあげたりける。今の世までも、いみじき例にいひ傳へたり。彼清少納言は、天曆の御時、梨壺五人の歌仙、清原元輔女にて、やまとの言のは、家の風吹傳たりけるうへ、心ざまわりなく優にて、折に付たるふるまひ、いみじき事おほかりけり。云々」是則、才智の程を、いにしへより賞瓶せられし事共也。(中略)

第四に、作者と云は、此草紙、清少納言が筆作なる事、諸抄に分明なれば、みな人の知る所也。但、少納言が系譜をあかさば、清原氏系図云（系図略）。作者部類云、「清少納言、清原元輔女。一条院皇后宮女房。後撰・詞花・千載・続古今・新古今・玉葉・続千載等の作者也。」拾芥抄同。

『警斎抄』では、「先達の褒美」すなわち先人たちが『枕草子』のどこを褒めていたのかという点について、『枕草子』の評価と清少納言の評価をひとまとまりのものとして捉え、「清少納言が才智」を挙げている。そして、「その才智のやんごとな」さを示す例として『続世継』(『今鏡』)、『十訓抄』の逸話を引用している。『十訓抄』のこの逸話は非常に良く知られるもので、『枕草子』第二八〇段「雪のいと高う降りたるを」を元にして、次に『十訓抄』(二の二十一)を引用する。

同じ院、雪いとおもしろく降りたりける冬の朝、端近く居出させ給ひて、雪ご覧じけるに、「香炉峰のありさま、いかならむ」と仰せられければ、清少納言、御前に候ひけるが、申すことはなくて、御簾をおしはりたりける。世の末まで優なる例にいひ伝へられける。

かの香炉峰のことは、白楽天、老ののち、この山のふもとに、一つの草堂をしめて、住み給ひける時の詩にいはいはく、

遺愛寺鐘敬枕聽 香炉峰雪撥簾看

とあるを、帝、仰せ出されけるによりて、御簾をば上げける

なり。

かの清少納言は天曆の時、梨壺の五人の歌仙の内、清原元輔女にて、やまとことばも、家の風吹き伝へたりけるうへ、心ざまわりなく優にて、をりにつけたる振舞、いみじきこと多かりけり。

前半は『枕草子』本文を改編し要約したもので、「かの香炉峰のことは」以降は清少納言が典拠とした『白氏文集』の解説である。『枕草子』では定子が清少納言に対して「香炉峰の雪いかならむ」と尋ねているのに対して、『十訓抄』では問いかげをしたのは一条天皇になっており、清少納言が黙って御簾を巻き上げた話に転換されている点に大きな違いがある。ただし、ここで重要なのは才智に富んだ、機転の利く女房としての清少納言の姿が強調されている点である。さらに、清少納言は父元輔から「家の風」を受け継ぐ歌人として言及される。その意味では、『十訓抄』では清少納言を『枕草子』作者としてというよりも、賢い女房歌人として紹介しているともいえる。『十訓抄』のこの逸話はかなり早い段階から広く流布していたことが想定でき、『悦目抄』の清少納言説話も『十訓抄』のこの話に取材している。また、近世においても『十訓抄』で描かれる才女としての清少納言像は広く人口に膾炙しており、浜口俊裕氏は近世の女訓書など様々な書物で絵画化された清少納言を分析する中で、『十訓抄』のこの場面から取られた「御簾を巻き上げる清少納言像」が典型化することを示している。『春曙抄』を編んだ北村季吟の『女郎花物語』でも同様の話が収められる他、『大日

本史」(卷二二四)にも同じ内容が漢文化され、清少納言の才智を賛美する文脈の中で取り上げられている。また、『清少納言知恵の板』(寛保二年へ一七四二)は、内容は清少納言とは関わりはなく、いわゆる積み木のようなものを組み合わせて図形を作る遊びの間に題集と解説本であるが、この書物の名に「清少納言」と付くのは、まさに清少納言の「機転を利かせることのできる女房」というイメージが近世に広く定着していたことの証左と言えるだろう。

『警斎抄』はこのように多くの人々に共有されていた「才女」としての清少納言像を『十訓抄』を用いて提示し、「是則、才智の程を、いにしへより賞翫せられし事共也」、つまり古くから清少納言の才智はよく褒められるものであったことを指摘しているのである。その上で、『十訓抄』の後半部分は引かず、「清原氏系図」「作者部類」などを引用しながら家系を整理し、「元輔の娘であり、女房歌人として清少納言を位置づけている」ともいえる。

次に、『枕草子』のテキストとして最も広く流布した『春曙抄』を見ていく。長くなるが、該当箇所をすべて引用する。なお、書名は四角囲み、季吟が自説を述べる初めの箇所には傍線を付した。

枕草紙は、清少納言の筆作也。少納言は清原元輔のむすめなれば、其姓を用ひて清少納言といへり、父の元輔は、後撰集の撰者梨壺の五人のひとり也。天曆五年梨壺にて、能宜・元輔・順・望城等、後撰をえらべり。(系図略) **玄旨法師の御説**に、清少納言は一条院の皇后宮の女房と云々。此皇后宮と申

侍るは、中関白道隆公の御むすめ、定子と申侍りし、此草紙の所々に、宮のおまへと侍る是也。しかるに**采花物語**に、三条院の女御淑景舎道隆公女定子妹の御もとに宮つかへせしよし見えたり。愚案ル二、此草紙に淑景舎の御事は、所々に出たれど、此御局に宮つかへせし事は見え侍らず。但此草紙にあらはせる人々の官などを勘へ侍れば、一条院の長徳年中、長保元年二年などの事どもにて、其のちの事見えざるにや。彼皇后宮は、長保二年十二月十五日にかくれさせ給へり。淑景舎は、二条院の東宮にておはしましけるほどにまいり給ひて、四年ばかりや宮つかへし給へりけん。さて長保四年八月廿日にかくれ給へれど、猶皇后宮には二とせいきのこり給ひければ、かの皇后宮隠給ひてのち、はらからの御かたなれば、もし清少納言もまいりかよひたるにや。然らば采花物語に、赤染衛門のしるせる所は、此草紙かける後の事にてや侍らん可尋之。

新古今集云、元輔がむかしすみ侍りける家のかたはらに、清少納言すみける比、雪いみじうふりて、へだての垣もたふれ侍ければ、申つかはしける。

赤染衛門

跡もなく雪ふる里は荒れにけりいづれ昔の垣ねなるらん又、**玄旨法師**、百人一首抄、清少納言老後には、四国のかたにおちぶれたる物と云々。愚案ズル二、一条院の御代のはじめに道隆公閑白し給ひ、定子皇后宮に立給ひて、御威光もめでたかりしに、清少納言もかの皇后宮にめしまつはされて、

上臈の次にてまじらひ、其才いみじかりければ、内侍にもなすべき沙汰などの事、此草紙に見えたり。しかるに中関白道隆かくれさせ給ひて、御兄弟ながら御中よかざりし御堂関白し給ひて、上東門院入内ありて中宮にたゞせ給ひなどして、後には伊周公隆家卿など遠流の事ありき。皇后宮は女みこ男みこなどうませ給ひけれど、ほどなくかくれさせ給ひ、御いもうとの淑景舎もうちつゞきてうせ給へれば、彼御かたの人は時をうしなひて、成出べきやうもなくなりゆきしに、清少納言もさるあれたる所にすみ、四国にもさまよひ給ひしにこそ、此草子にも、其昔をしたふ思ひをのべて、此皇后宮の御威勢ありしほどの事を所々に書きあらはし、我身の世にほめはやされし事ども、数多かゝれ侍りにや。

〔或説に、清少納言、誓願寺にて出家して、帝の御かへり見をかうぶり、いみじき往生をとげて、彼寺に墓も有と縁起に見ゆ。時代にはあはで一旦はおちぶれしかども、終焉のさまはいみじかりけん事、才有し人のしるしめでたく侍にや。〕

『春曙抄』では、まずはじめに清少納言の名の由来を父との関連から明らかにし、出自を示している。『磐斎抄』と異なるのは、玄旨法師すなわち細川幽斎の説と『栄花物語』を引用しながら清少納言が淑景舎に仕えたか否かを丁寧に考察している点である。そして、「かの皇后宮隠給ひてのち、はらからの御かたなれば、もし清少納言もまいりかよひたるにや。」と述べることから、清少納言が定子の没後どうしていたのかに関心があることが分かる。さらに、

『枕草子』を書いた後の出来事として理解しているものと思われる、『新古今和歌集』所収の赤染衛門から清少納言への贈歌を引用する。続いて幽斎『百人一首抄』を参照しつつ、清少納言が四国に落ちぶれたとする説について考証している。『百人一首抄』には『枕草子』かける人老の後は四国の辺におちふて有と云々とあり、季吟はこの記述を踏まえて清少納言が後ろ盾を失い、四国に落ちぶれたことを想定し、『枕草子』本文にも定子の華やかなりしころを恋い慕う様子が描かれていることを指摘する。そして最後に、「或説」として清少納言が誓願寺で出家し往生した説を引用しつつ、「才有し人のしるしめでたく侍にや」とその才智に触れ、一度は落ちぶれたものの往生できたと述べている。この「或説」が何を指すかは断定できないが、続群書類従本『誓願寺縁起』¹⁶では、清少納言は目先の楽しさにとらわれており仏道修行の志などはなかったが、あるときふと「事の縁」に導かれて誓願寺を訪れ、発心したとある。そして、宮中にもどるよう都から催促があった時にもそれを拒否し、最後は往生を迎えたという話である。誓願寺が京にあるものであるとするなら、清少納言は京で出家し一生を終えたことになる。内容も季吟が記すところとは異なる部分もあり、『誓願寺縁起』を直接参照しているかは不明であるが、季吟は清少納言が四国に流れ着いたのか、京で一生を終えたのかということについて複数の文献を引用しながら考証している。

今見たように、『春曙抄』で清少納言の「才智」に言及するのは一番最後に「才有る人」とあるのみで、基本的には幽斎の清少納言説を踏まえながら、定子の没年など史実を整理し、『枕草子』に

は描かれない清少納言の伝記的な内容について考察している。そして特に、清少納言はどこで晩年を過ごしたどのような最期を遂げたのかということに強い関心があったようである。この点については、次の『旁註』と合わせて考えたい。

最後に『旁註』の内容を確認する。『旁註』は『磐斎抄』『春曙抄』の内容をまとめるような性質を持つことが多く、ここでも『磐斎抄』で引用されていた『今鏡』『十訓抄』などを引いている。だが、『磐斎抄』『春曙抄』と大きく異なるのは、『旁註』では能因本『枕草子』の奥書を引用している点である。『旁註』は主たる底本を能因本としており、能因本を用いることを説明する文脈で清少納言の晩年について次のような伝説を引いている。

これが書たる清少納言はあまりゆうにてなみくゝなる人のまことしくうちたのみしつべきほどをばかたらずたんになまめきたることをのみ思ひてすぎにけり宮にも御世おとろへにける後には常にもさぶらはずさるほどにうせ給ふければそれをうきことに思ひてまことにまたことさまに身をおもひこともなくてすぐしけるにさるべくしたしくたのむべき人もやうくうせはて、子などもすべてもたざりけるまゝにせんかたもなくとし老にければさまかへてめのとこのゆかり有てあはの国に行てあやしきかや屋にすみけるつゞりといふものをぼうしにてあをなといふものほしにほかに出て歸とてむかしのなをしがたこそおもひ出られたれといひけむこそなほ古き心ののこりけるにやとあはれにおほゆるされば人のをはりの

おもふやうなることわかていみじきにもよらざりけるとこそおほゆれ

そおほゆれ
 玄旨法師の百人一首の抄清少納言の伝の下にまくらさうしかける人老ののちには四国の邊におちぶれてありきと云々

『旁註』では、あだめいたことばかりに囚われていた清少納言は、定子の没後頼る人もおらず、乳母子の縁を頼って阿波国に赴いたこと。そこで貧しい暮らしをしていたが、「つづり」というものを帽子にし、「あをな」というものを干して、昔の直衣姿を忘れられないと都での日々を思い返していたことが記されている。加えて、能因本本文の引用のあとには四国に流れたという説を補強する意図か、おそらく『春曙抄』を踏まえて幽斎『百人一首抄』を引用している。『春曙抄』でも四国に流れ着いたという伝説があったが、『旁註』は能因本奥書を示すことで、四国説の傍証を示していると言える。このように『旁註』もまた、清少納言の晩年に非常に高い関心があることがわかるだろう。清少納言が中関白家没落後どうなったのかということを詳細に語る資料はないが、晩年落ちぶれてしまったという話としては、『古事談』巻二、第五五、六二段の二つの記事が比較的よく知られている。『古事談』の中では、清少納言は老いさらばえ女法師になっても華やかだった宮廷生活が忘れられない様子が描かれる。『古事談』の中でも清少納言はその才智を生かして貴公子に声をかけたり、とっさに機転を利かせたりするが、それらは宮廷での洒脱なやりとりではなく、過去の栄光に執着するものであったり、品のないものに読み替えられて

しまっている。また、考証や注釈からはやや距離があるものの、近世には晩年清少納言が出家して日本三景の松島を目指すという偽書『松島日記』も編まれている。これもまた、清少納言の「その後」を知りたいという人々の欲求から生まれたものであると言えらるだろう。

以上、「江戸の三註」の清少納言説を具体的に見てきた。「江戸の三註」では、それぞれ異なる資料を用いながら清少納言の家系や出自を整理することをはじめ、彼女の才智を示すエピソードや、『枕草子』以後の行方などを考証しようと試みていた。では、「江戸の三註」刊行以降の『枕草子』注釈および、『百人一首』注釈や考証随筆では、清少納言はどのように考証されていたのだろうか。

(ii) 「江戸の三註」以外の清少納言伝記考証

「江戸の三註」以降新たな『枕草子』注釈書が刊行されることはなかったが、考証随筆にも目を向けてみると、断片的にはあるが清少納言について言及したものが散見される。

なかでも『旁註』刊行から程なくしてまとめられた契沖『百人一首改観抄』（元禄五年へ一六九二）著、延享五年へ一七四八）刊行）では、清少納言について以下のように考証されている。

清少納言へ清原元輔女。一条院皇后定子女房）

新拾遺集釈に法花経序品 清少納言女

白妙の光にまかふ花みてやひもとく花をかねて知らん

此むすめの父は行成卿にや

ここでは、「江戸の三註」では触れられていなかった清少納言の婚姻関係に言及している。『新拾遺集』で「清少納言女」と記される詠者がいることを示し、さらに父が『百人一首』の清少納言歌のやりとりの相手である藤原行成ではないかと推測している。また、安藤為章『年山紀聞』（元禄一五年へ一七〇二）著、文化元年（一八〇四）刊行）巻二には契沖説として次の記事が引用されている。

契沖翁いはく、古説に清少納言は老の後四国の辺にさすらへたるよしあり。たしかなる出所ある事にや。続千載集雑中に老の後こもりゐて侍りけるを人の尋てまうてきたりければ

清少納言

とふ人に有とはえこそいひ出ね我やはわれとおどろかれつ、
此詞書によれば都のかたほとりにこもりゐけるなるへし⁽¹⁾

「古説」が何を指すかは定かではないが、『百人一首抄』でも指摘されている、清少納言が四国をさすらったという説を引く。しかし「たしかなる出所ある事にや」とその説への疑義を呈し、『続千載集』の清少納言歌を引用することで晩年は都の周辺にいたのではないかと結論つけている。

さらに、近世中期以降の和学者たちは「江戸の三註」に加え、今挙げた契沖の説やそのほかの考証随筆に取められる清少納言伝説も含めて幅広く文献を集め、より具体的に清少納言の生涯を明らかにしようとして努めていた。『枕冊子考』と近い時期に編まれた『枕

草子』注釈をいくつかみていく。

まず、江戸派の和学者である清水浜臣による書入本『春曙抄』(文
化一四年(一八一七)頃)では、

作者部類清少納言清原元輔女
一条院皇后

後拾遺二詞花二千載二統後一統古一玉三統千一通計十二首入
勅選(一)発端「一ウ上欄余白」

とある。これは基本的には『磐斎抄』所引の「作者部類」云、清少
納言、清原元輔女。一条院皇后宮女房。後撰・詞花・千載・続古
今・新古今・玉葉・続千載等の作者也。」を踏まえて書き入れられ
たものであると思われるが、浜臣はより具体的に、どの勅撰集に
何首入集しているかを示しており、歌人としての清少納言に関する
情報を増補していると言える。

また、浜臣の門弟であった前田夏蔭書入本『春曙抄』(文政二年
(一八一九)頃)は、先に挙げた『年山紀聞』所引の契沖説に加え、
「夏蔭按」として『権記』の次の記事を引用する。

夏蔭按権記長保二年二月一六日條皇后宮御産云々國學朝臣
云、為院御使參入彼宮、此寅終計已崩了給之由、宮司等有所
中者、皇后諱定子前関白正二位藤原朝臣長女、母高階氏、正
暦元年春入内、為女御、冬立為皇后十四年、長徳二年有事
出家、其後還俗所生皇子女都廬三介、敦康、修子新生女皇子也。
立十一年、崩年廿四。(五才)五六上欄余白)

『春曙抄』では「彼皇后宮は、長保二年十二月十五日にかくれ
させ給へり。淑景舎は、二条院の東宮にておはしましけるほどに
まいり給ひて、四年ばかりや宮つかへし給へりけん。」と述べられ
ていたことを踏まえ、新たに『権記』を示す。「夏蔭按」とあるのは、
『権記』を傍証として示すことそのものが夏蔭の研究の成果による
ものであることを示しているとも言えるだろう。これは清少納言
自身に関する直接の記録ではないが、清少納言が淑景舎に仕えた
可能性を考えるための補助資料であると言える。なお、『枕冊子考』
からやや下った時期に成立したと思われる『枕草子』注釈の一つ
で、構成も『枕冊子考』と共通点の多い加納諸平『清少納言日記校
異』があるが、これは「事跡」の考察のあとに併せて考えたいため、
今は書名を挙げるのみに留める。

最後に、『枕草子』注釈とは性格が異なるところもあるが、尾崎
雅嘉『百人一首一夕話』(天保四年(一八三三)刊行、以下『一夕話』)
「清少納言の話」も確認しておきたい。『一夕話』は書名の通り『百
人一首』の注釈書で、各歌の解説をした上で、詠者に関する諸説
を集成、考証している。

『一夕話』の清少納言についての考証は『春曙抄』の記述をも
とにしていることが明らかである。先にも挙げた『春曙抄』の清
少納言についての諸説の概略を述べた後、『枕草子』一〇二段「二
月つごもりごろに、風いたう吹きて」段と『十訓抄』の取材元で
ある第二八〇段「雪のいと高う降りたるを」を要約して示している。
そして、『枕草子』跋文を引用することで、清少納言を『枕草子』
の著作として紹介する。さらに、晩年は没落したことを『古事談』

にもとつきながら解説した上で、『新古今集』の赤染衛門歌を引用し、清少納言は元輔が住んだ月の輪で晩年さびしい生活を送っていたことを示している。『一夕話』は『春曙抄』『枕草子』『古事談』『新古今集』とすべて当時刊行されていた資料をもとに清少納言についてまとめられており、希少な文献から新情報を示すようなものではないが、『百人一首』に選ばれた歌人としての清少納言の才智を『枕草子』を中心に説明し、『枕草子』以後の清少納言について非常にわかりやすくまとめたものであると言える。

ここまで「江戸の三註」以降の清少納言の伝記に関わる考証を見てきたが、近世後期の和学者たちは「江戸の三註」や契沖説を踏まえつつ、より多くの資料を参照して清少納言の伝記の詳細を知ろうと努めていたことが確認できた。しかし、彼らが閲覧できる資料には限りがあり、『十訓抄』や『古事談』、そして無論『枕草子』の記述にもとづいてイメージが共有されつつも、平安時代を確かに生きた人物として、清少納言の家柄をはじめ、どのような歌人であったのか、そして中関白家没落後どのような晩年を過ごしたのかをうかがい知ることのできる資料は決して多くなかった。このような状況の中、『枕草子考』『事跡』ではどのような資料を集成し、清少納言について考証していったのだろうか。次節では「事跡」について考察していく。

三 「枕草子考」「事跡」の構成と特質

本節では前節で確認したことを踏まえつつ、「事跡」の構成を紹介し、その特質を明らかにする。なかでも、多田義俊『枕草紙抄』

との関係を整理することで直方がどのような態度で『枕草紙抄』を資料として用い、清少納言について何を知らうとしたのかを明らかにしていく。

(i) 「事跡」の構成

『枕草子考』『事跡』（一五〇―一九ウ）は、清少納言に言及する諸文献を引用を中心に構成される。引用されている文献を以下に示した。

	出典	頭書	備考
①	『紫式部日記』		
②	『中古歌仙伝』	○	朱書
③	『榮花物語』鳥辺野		
④	『十訓抄』卷一	○	
⑤	『淑景舎日記』		○
⑥	『新古今和歌集』赤染衛門歌		
⑦	『公任集』	○	
⑧	『中関白記』		○
⑨	行成卿『窓中抄』		○
⑩	『古事談』		
⑪	『古事談』		
⑫	『隆家卿記』		○
⑬	『女房装束雜記』		○

	出典	頭書	『枕草紙抄』	備考
⑭	『季経抄』		○	
⑮	『女房作者部類』		○	
⑯	能因本『枕草子』奥書			
⑰	『新拾遺集』	○		
⑱	契沖 『榻嶋曉筆』	○		
⑳	ある人		○	
㉑	速水房常			
㉒	『閑田耕筆』	○		

本論部分には一六の資料が引用される。各引用のはじめには朱書で○印が付され、「く云」と書名や誰によるものかを明示した上で原文を引用する。新しい文献の引用をする際には改行している。引用される順番はおおむね資料の成立順で、『紫式部日記』『栄花物語』など『枕草子』と同時期のものから、契沖や速水房常による言説、さらには近世の考証随筆まで幅広い文献を引用している。引用される文献の内容も様々で、当時清少納言がどのような女房として周回から評価されていたのかを示すものや、中関白家没落後清少納言自身も落ちぶれたことを示すもの、そして晩年地方をさまよったことなどが記事を引用しながら説明されている。また、「事跡」には七箇所の墨、朱での上欄補記と二箇所の割注が確認できる。このような補記・割注の中には「直方案」「直方再按」と示

される箇所があり、直方の自説が示されていることが分かる。本稿では、以降下段の本文部分を本論、上欄補記を頭書と呼ぶ。

頭書を含めた「事跡」の性質を考えるにあたり、まずは「江戸の三註」で引かれる資料との差異を考える。「江戸の三註」と「事跡」は以下の文献の引用を共有している。なお、刊行順ではないが、流布本として『春曙抄』との関係をはじめに示した。

『春曙抄』…⑥『新古今和歌集』赤染衛門歌

『警斎抄』…④『十訓抄』

『旁註』…④『十訓抄』、⑯能因本『枕草子』奥書

「事跡」で引用する書物は全体で二二点という多きながら、「江戸の三註」で引かれている資料を重複して示すことは多くない。稿者は以前「目録」「攷異」の考察の際、『枕冊子考』が『春曙抄』にもとづきつつ当時流通していた『枕草子』諸本を広く参照していることを示したが、^②「事跡」において⑥『新古今和歌集』を引用することにはどのような意味があるのだろうか。⑥『新古今和歌集』赤染衛門歌は第二節で示したとおり、かつて父元輔が住んでいた月の輪に清少納言が帰り住んでいた時期があることを示す資料である。「事跡」では、⑥『新古今和歌集』の頭書に⑦『公任集』の次の和歌を引用している。(引用の傍線は稿者による)

直方再按公任集云清少納言かつきのわかへりすむころへありつゝも雲間にすめる月のわをいくよ詠めて行かへるらん
(一六ウ頭書)

傍線部のとおり、『公任集』もまた清少納言が月の輪に戻り住んでいた時期があることを示す資料である。そして、頭書のはじめに「直方再按」とあることから、直方は『新古今集』の赤染衛門歌に加えて『公任集』を示すことで、清少納言が月の輪に住んだという説を補強しようとしていたと考えられるのである。つまり、新たに⑦『公任集』を示すために『春曙抄』でも引用されている⑧『新古今和歌集』赤染衛門歌を引用した可能性があると、いうことである。

次に、『磐斎抄』『旁註』共に引用している『十訓抄』は、『紫式部日記』の清少納言批判の記事の上の頭書で引用されている。内容からなぜこの箇所を頭書として引用したのか判断することは難しい面もあるが、清少納言を批判的に語る記事に対して、清少納言の才智を賞賛する記事を補足的に示すことで、清少納言の評価が早い時期から分かれていたことを示したものと推測される。なお、以前稿者は「名つけし事」で「直方再按」と附記して『十訓抄』が墨書で頭書に示されることについて、直方は『磐斎抄』などで『十訓抄』を確認していたが、『十訓抄』本文を参照するのが他の文献よりもやや遅れたため、頭書に補う形になったという可能性に言及した。「事跡」のこの箇所でも『十訓抄』を頭書で示すのかの明確な理由は断定できないが、「江戸の三註」をはじめ、人口に膾炙した『十訓抄』の説話を今ここで改めて本論部分に再掲することを避ける意図があった可能性を加えたい。

最後に『旁註』と本文を共有する⑩能因本『枕草子』奥書については、まず直方がどのような『枕草子』本文を参照していたのかを確認する必要がある。『枕冊子考』『目録』『攷異』を見ると、

直方が「江戸の三註」の『枕草子』本文に加え、慶安二年製版本、三巻本第二類本を参照していたのは確かである。加えて堺本や能因本を参照している可能性がある箇所もあるため、⑩能因本『枕草子』奥書についても直接本文を参照していた可能性は否定できない。ただし、近世後期において能因本はかなり限られた範囲でしか流通していないことや、『枕冊子考』『攷異』には能因本文の書入れが確認できないことなどから、直方が『旁註』を参照して能因本の奥書を引いた可能性も高い。いずれにせよ、該当部分は清少納言の晩年を具体的に示しており、重要なものとして本論部分に引用されたものと思われる。

今見てきたことを考え合わせると、「事跡」は『春曙抄』で引用される文献を重複して引用するときには頭書で別の文献を傍証として増補していたのに対し、『磐斎抄』や『旁註』については、それらそのものを増補訂正しようとする目的はあまりないと考えられる。すなわち、「事跡」も他の節と同じく『春曙抄』にもとづいており、『磐斎抄』『旁註』は『春曙抄』を補うための資料の一つとして捉えられていたと考えられるだろう。

次に、頭書について整理していきたい。頭書は「名つけし事」にも見られるもので、「事跡」の頭書と性質を同じくする部分が大きいことが想定できる。稿者は以前「名つけし事」において、それぞれの引用がなぜ頭書で示されるのかという点について、次のような可能性があることを示した。

(1) 本論を編んだ後に閲覧したもの、もしくは改めて入れるべきであると直方が判断したものである可能性

(2) 文献の性質から、本論に対して補足的な情報として頭書に書き入れている可能性²³⁾

(1) は直方自身の資料の制約によるところが大きく、(2) は文献の質の問題である。「事跡」に關しても概ね同様の傾向が認められると思われるが、無論、(1) (2) どちらであるかを断定することは難しい場合も多く、両方の可能性を持つことも十分に考えられる。また、文献の引用が中心でありながら体裁として考証の形をとる「名つけし事」と、諸文献の書名と本文を列挙していく「事跡」では、本論と頭書の関係も異なる部分があることも想定できる。後にいくつか具体的に見るが、「事跡」では本論に示した文献の異文を示すなど、より本論部分の補足としての傾向が強くなっていると思われる。

ここで、頭書のなかでも先に確認した⑦『公任集』のように、「直方案」「直方再按」とはじめに附記されるものについて考える。⑦『新拾遺集』は「直方案に一説は人にも嫁しけるにや新拾遺集に清少納言女の哥見えたり」とあり、⑧能因本『枕草子』奥書の「さるへくしたしくたのむへき人もやう／＼うせはて、子などもすへてもたせりけるま、にせんかたもなく年老にければ」の上欄に示されている。能因本の該当箇所では、清少納言は晩年頼ることのできる人も、子供もおらず、どうすることもできないまま年老いていったと述べているが、直方はこの部分に対して、『新拾遺集』に

清少納言女の歌が取められていることから、清少納言は全く身寄りが無いわけではなく、誰かと結婚していたこともあるのではないかと述べている。この清少納言女の和歌とは、先に挙げた契沖『百人一首改観抄』でも引かれていた『新拾遺集』巻一七釈教の「白妙のひかりにまかふ色見てや紐解く花をかねてしるらむ」を指すものと思われる。直方が契沖説を参照しているかは不明であるが、この引用で直方は、清少納言の結婚や実子の有無にまで踏み込んで、清少納言の伝記的情報を補足しようとしていることが分かる。

なお、直方は割注でも自身の見解を示すことがある。これは引用ではないので表には掲出しなかったが、③『采花物語』(巻七「鳥辺野」)五節の臨時の祭の記事の引用のあとに次のような割注が認められる。

○采花ものかたり(朱)巻七とりへ野の巻云うちわたりには五せつりんしのまつりなとうちつ、きいまめかしければそれにつけてもむかしわすれぬへききんたちなとまありつ、にようはうなとものかたりしつ、五せつの所々のありさまなといひかたるにつけても清少納言なといてあひてせう／＼のわかき人なにもまさりてをかしうほこりかなるけはひをなほすてかたくおほえて二三人つ、つれてそつねにまある云々

直方按るにわかき人なにもまさりてとあれば此時
清少納言年たけたるを知るべし長保二年の事なり (二六才、ウ)

③『采花物語』のこの記事は、中間白家没落後も昔の心を忘れな

りが続けていることが記されている。この記事の「若き人などにも交ざりて」という箇所に対して直方は「直此時清少納言年たけたるを知るへし長保二年の事なり」と述べている。すなわち、長保二年の記事のこの記事から、清少納言がこのころ、若い公達と交わることで自分が年老いていることを自覚したのではないかと推測しているのである。直方がこのように書いた意図は断定できないところもあるが、清少納言のこの頃のおおよその年齢を推定し、彼女の生没年を大まかにではあるが把握しようとしたのであろう。今見た直方の二つの指摘は、清少納言の伝記について諸文献を根拠に考証したものであり、その方法は池田が指摘する直方の「真面目な研究」の一端であると思われることが出来るだろう。

最後に、頭書に見られる②『閑田耕筆』の引用のあり方から、直方の考証的態度を見ていく。②『閑田耕筆』は②速水房常の言説の頭書部分にあるため、まずは次に②速水房常の言説の全文を引用する。

○速水房常云讃岐の国金比羅の国に塚あり所の人清塚といへるよし実に清少納言の塚なり先年此塚をあはかとせしに

金光院といふ坊の僧侶の条に閑田耕筆第一

所の人の夢に

へうつなき後のかたちをたれにかはとはれしことあり

てしもかな

とありしによりそのまゝ、至たりとそ(一九才、ウ)

此説明音寺了因讃岐国へありしをり伝へ聞きしとそ

この記事では、金比羅に清少納言の塚があること、そして、この塚を暴こうとした人の夢枕に清少納言が立ち和歌を詠んだことが示されている。速水房常の記事の出典は特定できていないが、この記事に対して、直方はまず本論の傍注として『閑田耕筆』の異同を示す。その上で、②『閑田耕筆』では、

閑田耕筆卷一云回国白鳥といふ所の鏡ヶ峯といふにも京の女郎といふ墓有て清女なりといへともたしかならず又阿波の里の海土にも清女入水せるを埋めたるといふ墓あれともます／＼伝しかたしとなん云々(一九ウ頭書)

という、また別の清少納言の墓をめぐる伝説を引用している。この箇所については、東海大学付属図書館桃園文庫本『枕冊子考』のみさらに『閑田耕筆』の別の箇所を増補しており、直方がこの部分について強い関心を持ち、『枕冊子考』執筆後も継続的に資料収集に勤めていたことがうかがえる。このような考証のあり方からは、直方が中世以前の文献だけではなく、近世の考証随筆なども含め得るだけ広く文献を集めようとしていたことがわかる。そして、異文も含めて示し、そのヴァリエーションも併せて記録していることとする慎重な態度を読み取ることができる。池田が指摘する直方の「真面目」さは、このような考証のあり方も踏まえていると言えるのではないだろうか。

以上、「事跡」全体の構成を確認した上で、「江戸の三註」との距離や頭書の特徴、直方の考証的な態度について整理してきた。次

項では、池田の指摘する『枕草紙抄』との関係を整理する。

(ii) 「事跡」と『枕草紙抄』との関係

本項では、『枕草紙抄』が「事跡」においてどのような影響を与えているのかを見ていく。第三節で示した表では、『枕草紙抄』と引用を共有しているものに○印をつけている。「事跡」で引用される文献のうち八つが『枕草紙抄』と引用を共有している。拙稿でも述べたように、直方は『枕冊子考』「事跡」だけでなく、「名つけし事」においても『枕草紙抄』にしか見られない文献を孫引きしたり、『枕草紙抄』で述べられている『枕草子』という題号をめぐる見解を割注に取り入れていた。ただし、「事跡」についても直方が『枕草紙抄』を無批判にすべて孫引きしているのかというところとも言えないところがある。

『枕草紙抄』「枕草紙作者」の項で現在最もよく引かれる言説を引用する。

此の草紙は清原元輔が女少納言は諸子也諸子が姓を清原と申すは天武天皇の皇子舍人親王の曾孫通雄に清原の姓を賜ふ(後略)

清少納言の「清」が「清原」という名字から来ていることは定説となっているが、そもそも本名は何なのかという点については現在に至るまで明らかになっていない。しかし、引用した本文では「云」という形で参照文献を示すことはなく、本名が「諸子」で

あると断定している。この箇所はこれまで、根拠となる文献がないこともあり批判的な文脈で語られることが多いが、しばしば注目される箇所である。『枕冊子考』では『枕草紙抄』「枕草紙作者」の項で引用される文献の大部分を「名つけし事」「事跡」で孫引きしているが、清少納言の本名を「諸子」とする説は引用しない。直方はあくまで書名が引かれている部分の本文のみを引用するにとどめ、『枕草紙抄』の中で著者が独自に示す論については引用を控えているのである。このことは、直方が『枕草紙抄』全体を信用のおける文献とは判断していなかったことを示すものと言えるだろう。

また、直方が『枕草紙抄』から引用した文献の書名を一覧にして改めて見てみたい。

- ⑤ 『淑景舎日記』
- ⑧ 『中関白記』
- ⑨ 行成卿『窓中抄』
- ⑫ 『隆家卿記』
- ⑬ 『女房装束雜記』
- ⑭ 『季経抄』
- ⑮ 『女房作者部類』

これらのうち、⑭『季経抄』は『春曙抄』でも言及があり、『春曙抄』が編まれた延宝年間にはすでに確認できなくなっているとされる『枕草子』注釈である。『枕草紙抄』には『季経抄』を典拠とする記述が複数確認できるが、義俊が実際に『季経抄』を所蔵していたかは確認できない。また⑤『淑景舎日記』、⑧『中関白記』、⑫『隆家卿記』は書名から清少納言が仕えた中関白家の人々の家の記であると想像できる。⑨行成卿『窓中抄』、⑬『女房装束雜記』、⑮『女房作者部類』についても、家の記や装束に関する考証隨筆、

『作者部類』の類いは「ない」と断定することもできない、言ってみれば「ありそう」な書物であると言うことができるだろう。「ありそう」なのは書名だけではない。「事跡」所引の⑤『淑景舎日記』を見てみよう。

淑景舎日記云少納言まいりぬをかしけにもあらぬ姿なれときへかしききに過てをのこも心おかれたりとなんき、し見るにもとの皇后の御事なんあはれに袖そほち侍り云々（二六ウ）

この記事は、清少納言が定子の没後淑景舎に仕えたものの、行きすぎた才智によって公達とも距離ができてしまい、かつて仕えた定子を思つて涙に暮れているという、中関白家没落後の清少納言の様子を伝えるものである。『淑景舎日記』なるものは現存しないが、清少納言が定子だけでなく淑景舎にも仕えたことについては、先に挙げた『春曙抄』の

しかるに栄花物語に、三条院の女御淑景舎道隆公女定子妹の御もとに宮つかへせしよし見えたり。愚案ルニ、此草紙に淑景舎の御事は、所々に出たれど、此御局に宮つかへせし事は見え侍らず。

という記述が参考になる。季吟は清少納言が淑景舎に仕えたことは『枕草子』には見えないとしており、他の文献から傍証を探すが困難だったことが分かる。このことを考えると、『枕草紙抄』

所引の『淑景舎日記』は、清少納言が淑景舎に仕えたことを示し、空白部分を埋めるのに最適な文献であったことが想定できる。

また、⑬『女房装束雜記』本文を次に示す。

○女房装束雜記康富の序云清少納言の西国にはふれたるにも袴は具しけるとなん云々西国の辺にさすらへたるといふは此事にや

この記事は『女房装束雜記』という文献の序文にあるものらしく、清少納言が西国に落ちぶれたにもかかわらず、おそらく都にいたるときから使っていたであろう袴を持って行ったとある。更に割注には、この記述が清少納言が西国をさすらったという説の傍証となることも示している。『女房装束雜記』も先にも述べたように現存しない書物であるが、「事跡」では『枕草紙抄』所引の本文をほぼそのまま引用する。では、⑬『女房装束雜記』の清少納言が四国をさすらったときにも袴を持っていた、という話の源はどこにあるのだろうか。そのときの手がかりになるのが、先にも確認した能因本奥書や『無名草子』に見られる清少納言の逸話なのではないだろうか。再掲になるが、能因本奥書の該箇所を引用する。

ことざまに身をおもひこともなくてすぐしけるにさるべくしたしくたのむべき人もやう／＼うせはて、子などもすべてたざりけるまゝにせんかたもなくとし老にければさまかへてめるとこのゆかり有てあはの国に行てあやしきかや屋にすみけるつゞりといふものをほうしにてあをなといふものほしに

ほかに出て帰るとむかしのなをしすがたこそおもひ出られたれといひけむこそなほ古き心ののこりけるにやとあはれにおぼゆるされば人のをはりのおもふやうなることわかていみじきにもよらざりけるとこそおほゆれ

この逸話の後半に注目すると、清少納言は晩年粗末な家に住み、「襖」という着物を干しながら「昔の直衣姿が忘れられない」と独り言を言い、みすばらしい服装をしているのを嘆くという流れになっている。ここで「袴」など具体的な表現は一致しないが、今は遠く離れてしまった都のよすがとして着物を持っているという発想は能因本奥書と共通するものがある。

今見た二つの例から見えてくるのは、『枕草紙抄』で示され、『枕冊子考』が孫引きする該当の文献や記述は現存しないが、これらの記述はすべて、第二節で確認した清少納言に言及する諸言説を踏まえたもので、当時共有されていた清少納言像から大きく外れるものではないということだ。むしろ、多田義俊が生きた近世中後期に流通していた様々な清少納言言説から派生した「ありそう」な清少納言のエピソードであり、既知の文献では補いきれない、和学者たちが求めた清少納言の「見えていない」部分を埋めてくれるような記事であったということが出来る。その意味で、『枕草紙抄』で示されている諸文献は偽証として簡単に切り捨ててしまえる類いの情報ではないと直方が判断しても不思議はないのではないだろうか。事実直方は典拠のない「諾子」説はとっていない。その点で『枕草紙抄』は全面的に信用のおける文献ではないものの、

直方が書名のそれらしさに順い、推定の成立年代順に引用を並べていることから見て、そこで引用される文献は「ない」と断言することはできないものであったものと思われる。加えて、これらの記事の内容は、清少納言が周囲からどのように評価されていたのかに言及するものが多く、彼女の伝記的な情報に加え、人となりも想像できるような描き方になっている。つまり、偽証の可能性もあるにせよ、『枕草紙抄』の諸説を引用することによって、「事跡」では清少納言像をより詳細に描き出すことができていると言えるだろう。

四 おわりに

以上、『枕冊子考』「事跡」について、近世における清少納言言説を踏まえた上でその特徴を明らかにしてきた。『枕冊子考』「事跡」はわずかに四丁であるが、近世後期に流通していた清少納言言説に加え、現在では否定的な評価を受けることの多い『枕草紙抄』をも取り込みながら、清少納言の伝記を増補訂正するものであったことを確認してきた。

「はじめに」でも述べたとおり稿者はこれまで『枕冊子考』の各節を紹介してきたが、本稿を以て『枕冊子考』全体の概略を示すことができたことと思う。『枕冊子考』「目録」「攷異」「枕さうし」と名つけし「清少納言の事跡」という項目は、「江戸の三註」でも言及があるもので、いずれも現代においても『枕草子』を説む上でおさえておくべき、基本的な重要な事柄である。『枕冊子考』は直方の独自の説が展開されることは少ない。しかし、平安時代

から近世まで、時代を問わず多くの資料を参照し、より多くの傍証を示すことで、『春曙抄』を増補訂正することが可能になるといえると言えよう。

なお、先に書名のみを挙げた加納諸平『清少納言記校異』と「事跡」についても最後に付言しておきたい。『清少納言記校異』「作れる時代」の中には清少納言の伝記を述べる一節がある。内容としては淑景舎に仕えたという説の検討や、晩年がどうなったかなど『枕冊子考』と共通部分が多いが、『無名草子』を参照しているなど『枕冊子考』と異なるところも確認できる。ただし、「事跡」のほうが、『閑田耕筆』など近世の考証随筆や、なにより『枕草紙抄』を引くことから明らかのように、より広範に目配りし、多くの文献を示すことを一つの目的としていたと思われる。また、第三節(i)でも確認したとおり、直方は資料の記述をもとに清少納言の大きな生没年や実子の有無まで考証するなど、諸説集成にとどまらず、清少納言の伝記を一步踏み込んで考察しようとする姿勢が確認できる。

また、直方が多くの情報を集成する能力に長けていたことも「はじめに」で述べたが、『枕草子』は近世後期にはまた諸言説があちこちに散らばってまとまっていないう状態であった。こうしたなかで、『枕草子』の諸本の比較検討や『春曙抄』にない本文を手軽に参照できることに加え、『枕草子』という書名や著者の清少納言についての諸言説を一覧で確認でき、さらに一部根拠を示しつつ直方の説が増補されているという『枕冊子考』は、『枕草子』を学ぼうとする和学者たちにとって非常に便利なものであったことは確

かであろう。このことは『枕冊子考』が、おそらく直方と親交のあった村田春門を経由して水野忠邦の引馬文庫にも納められたこととも関わりがあると考えられる。すなわち、忠邦にも献上する価値のある本であると判断されたのだろう。

同時に、『枕草子』注釈研究の立場から見ると、『枕冊子考』は近世後期の『枕草子』注釈の現状を見渡すことのできる資料であり、他の『枕草子』注釈を考察していく上での基盤となるような資料であると言える。

今後も著者直方の交友圏と『枕草子』注釈との関係をはじめとして残された課題は多いが、他の『枕草子』注釈の考察も深めながら、近世後期『枕草子』注釈史を改めて見直していきたい。

注

- (1) 以下、「枕草子と名つけし事」を「名つけし事」、「清少納言の事跡」を「事跡」と記す。
- (2) 池田亀鑑「春曙抄以降の枕草子異本研究」(『国語と国文学』第五卷第一号、一九二八年一月)
- (3) 拙稿 a「伴直方『枕冊子考』の伝本と構成」(『文藝研究』第一八六集、二〇一八年九月)
b「伴直方『枕冊子考』の『枕草子』本文―「攷異」所引本文と『枕草子』諸本の関係」(『日本文芸論叢』第二七号、二〇一八年三月)
c「伴直方『枕冊子考』と多田義俊『枕草紙抄』の関係―『枕冊子考』『枕さうし』と名つけし事」の検討を中心に―(『日

本文芸論叢』第二八号、二〇一九年三月)

- (4) 「江戸の三註」とは、延宝二年(一六七四)に相次いで刊行された加藤磐斎『清少納言枕草紙抄』(以下『磐斎抄』)、北村季吟『枕草子春曙抄』(以下『春曙抄』)、少し遅れて天和元年(一六八二)に刊行された岡西惟中『清少納言旁註』(以下『旁註』)をまとめたものである。近世における『枕草子』注釈の基本的な整理については拙稿^bで言及している。なお、「江戸の三註」の引用については次の本を用いたが、製版本も参照している。
- ・『磐斎抄』：加藤磐斎『枕草子古註釈大成 清少納言枕草紙抄』(日本図書センター、一九七八年一月)
 - ・『春曙抄』：北村季吟標註・岩崎美隆旁註『枕草子古註釈大成 枕草子春曙抄〔杠園抄〕』(日本図書センター、一九七八年一月)
 - ・『旁註』：『枕草子 古註釈大成 枕草子傍註 他三編』(日本図書センター、一九七八年一月)
 - (5) 田中重太郎『「枕草紙抄」の作者について』『枕冊子本文の研究』(初音書房、一九六〇年一月、九〇一〜九一〇頁)によって、多田義俊(元禄十一年〜一六九八)と寛延三年(一七五〇)が著者であることが具体的に明らかにされた。
 - (6) 前掲注(2)に同じ
 - (7) 枕草子研究会編『枕草子大事典』(勉誠出版、二〇〇一年四月)
 - (8) 請求記号・一〇三。書誌は注(3)拙稿^cに示した。
 - (9) 前掲注(3)拙稿^c
- (10) 本稿では前掲注(3)拙稿^aにもとづき、九州大学附属図書館本『枕冊子考』(請求記号・五五一・マ・一一)を底本とした。
- (11) 岸上慎二『清少納言伝記攷』(新生社、一九五八年三月)など。
- (12) 中島和歌子「枕草子「香炉峯の雪」の段の受容をめぐって——中世・近世の説話集を中心に」『國文論叢』第一八号 一九九一年三月、一〜一四頁
- (13) 本文は浅見和彦校注『新編日本古典文学全集 十訓抄』(小学館、一九九七年二月)を使用した。
- (14) 浜口俊裕「枕草子「香炉峰の雪」章段の絵画の軌跡と変容」久下裕利編『物語絵・歌仙絵を考える——変容の軌跡』(武蔵野書院、二〇一一年五月、一五五〜一九一頁)
- (15) 本文の引用は鈴木健一、鈴木淳編『百人一首注釈叢刊 第三卷 百人一首注、百人一首(幽齋抄)』(和泉書院、一九九一年一月)によった。
- (16) 写本で伝わる『洛陽誓願寺縁起』にも清少納言の伝説が収められるが、清少納言が読んだという和歌が別のものになっているなど異同が多い。
- (17) なお、『無名草子』にも表現も含めて非常に近似した記事があるが、『無名草子』では「阿波国」ではなく「遙かなる田舎」に流れ着いたとする。
- (18) 本文の引用は鈴木健一、鈴木淳編『百人一首注釈叢刊 第一〇巻 百人一首三奥抄、百人一首改観抄』(和泉書院、一九九五年八月)によった。

- (19) 本文の引用は日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成(第二期) 一六 年山紀聞』(吉川弘文館、一九七四年八月)によった。
- (20) 慶應義塾大学附属斯道文庫蔵本(請求記号…ハ〇九―1 b 一三―一三)を参照した。
- (21) 筑波大学附属図書館本(請求記号…ル一七五―五)を使用した。
- (22) 前掲注(3) 拙稿 b
- (23) 前掲注(3) 拙稿 c 二六―二八頁。
- (24) 前掲注(3) 拙稿 c 二七頁
- (25) 前掲注(3) 拙稿 c
- (26) 前掲注(7) など。
- (27) 関西大学附属図書館岩崎美隆文庫蔵(請求記号…LI二/九一―二〇四 I二/二―三二)。なお、関西大学図書館手紙を読む会「関西大学所蔵『清少納言記校異』について」(関西大学図書館編『関西大学図書館フォーラム』第五号、二〇〇〇年六月、一―一三頁)に翻刻が備わる。
- (28) 前掲注(3) 拙稿 c 「おわりに」で言及している。

〔附記〕

貴重なお蔵書の閲覧を許可して下さった実践女子大学図書館、相愛大学図書館、筑波大学附属図書館、東海大学付属図書館、東京大学附属図書館、東北大学附属図書館と関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

本研究は日本学術振興会科学研究費助成事業(研究活動スター

ト支援) (課題番号: 21K20032) の成果の一部である。

(一関工業高等専門学校助教)